

# 大分大学教育マネジメント機構STEAM教育推進センター細則

令和5年2月28日制定

令和5年教育マネジメント機構細則第1号

## (趣旨)

第1条 この細則は、大分大学教育マネジメント機構規程（令和3年規程第3号）第7条第2項の規定により、大分大学（以下「本学」という。）のSTEAM教育のコーディネート並びにSTEAM教育に関する検証及び改善のための情報収集を含めた戦略的な推進を担うことを目的として設置する、大分大学教育マネジメント機構STEAM教育推進センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

## (業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) STEAM教育の企画・実施に関すること。
- (2) STEAM教育の検証，調査研究に関すること。
- (3) STEAM教育推進のための情報発信に関すること。
- (4) その他センターの組織及び運営に関し必要な事項

## (構成)

第3条 センターは、次の各号に掲げる職員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) センター次長
- (3) 教育マネジメント機構の教員 若干人
- (4) その他機構長が必要と認める者

2 前項第3号及び第4号の構成員は、機構長が指名する。

## (センター長)

第4条 センター長は、本学の教員のうちから、機構長が指名する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター次長)

第5条 センター次長は、センター長を補佐し、センター長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。

- 2 センター次長は、教育マネジメント機構の教員のうちから、センター長の申出により、機構長が指名する。
- 3 センター次長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 センター次長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター会議)

第6条 センターの運営に係る事項を審議するため、大分大学教育マネジメント機構STEAM教育推進センター会議（以下「センター会議」という。）を置く。

- 2 センター会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - (1) センターの運営に関する事
  - (2) センターの事業計画に関する事
  - (3) センターの担当教員の編成に関する事
  - (4) その他センターの運営に関し必要な事項

(センター会議の構成)

第7条 センター会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
  - (2) センター次長
  - (3) センターの教員
  - (4) 地域連携プラットフォーム推進機構長
  - (5) 各学部の教員 各1人
  - (6) 男女共同参画推進室長
  - (7) 学生支援部長
  - (8) 学生支援部教育支援課長
  - (9) その他センター長が必要と認める者
- 2 前項第5号及び第9号の委員は、センター長が指名する。
  - 3 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 4 第2項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第8条 センター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

2 議長は、センター会議を招集する。

3 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、センター次長がその職務を代行する。

(会議)

第9条 センター会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第10条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールによりセンター会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について次のセンター会議において報告しなければならない。

(代理出席)

第11条 議長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理の者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第12条 センター会議が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第13条 センターに関する事務は、学生支援部教育支援課において処理する。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、センター組織及び運営に関し必要な事項は、別に定め

る。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。